令和８年（フ）第１０８号
新潟県魚沼市井口新田317番地19　メゾンｉ105号
債務者　渡邉　大輔
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１４１号
新潟県柏崎市駅前１丁目４番17―201号　市営駅前住宅５号棟
債務者　吉田恵里子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２００号
岡山県総社市井手1062番地１　ピアＡＣＥ21Ａ棟206号室
債務者　北村　友彩
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２１０号
岡山県倉敷市幸町８番27号　特別養護老人ホーム　みゆき園、住民票上の住所岡山県倉敷市中庄35番地17
債務者　越智　浩史
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２１３号
岡山県倉敷市白楽町517番地２　ソアール四季白楽町103号
債務者　入田　紀子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２７３号
岡山県倉敷市四十瀬122番地１　プリムローズ103
債務者　徳永　由美
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２８５号
岡山県倉敷市中島2246番地296、転居前の住所岡山県倉敷市水江87番地　プレインパインＢ207
債務者　佐久間紫音
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２１１号
福岡県久留米市東町402番地２　ロマネスク東町407号
債務者　堤　　翔
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２１４号
福岡県久留米市合川町114番地12　ヴィラ210 206号、前住所福岡県久留米市西町225番地15　コーポ廣重201号
債務者　佐塚　昭彦
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２２０号
福岡県久留米市津福本町1169番地29　コーポ高島103号
債務者　中村奈己子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２２２号
福岡県久留米市津福本町500番地３
債務者　後藤　千尋
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２２３号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈17番地31　ディアス菊池Ⅱ―101
債務者　蓮尾　宏樹
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１２０５号
埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮306番地13　グリーンパレスＡ棟101号
債務者　木村千奈美
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３２６号
埼玉県桶川市泉１丁目16番13号　パンシオン桶川ＮＯ１―104号
債務者　加藤　涼瑛
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３３９号
埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮306番地13　グリーンパレスＡ棟101号
債務者　木村　結依
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３６４号
愛知県豊田市青木町２丁目111番地１　シャルマンヤシキ203号
債務者　柴田　実咲
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係